

消費税法の改定に伴う水道料金等にかかる 消費税率の変更について

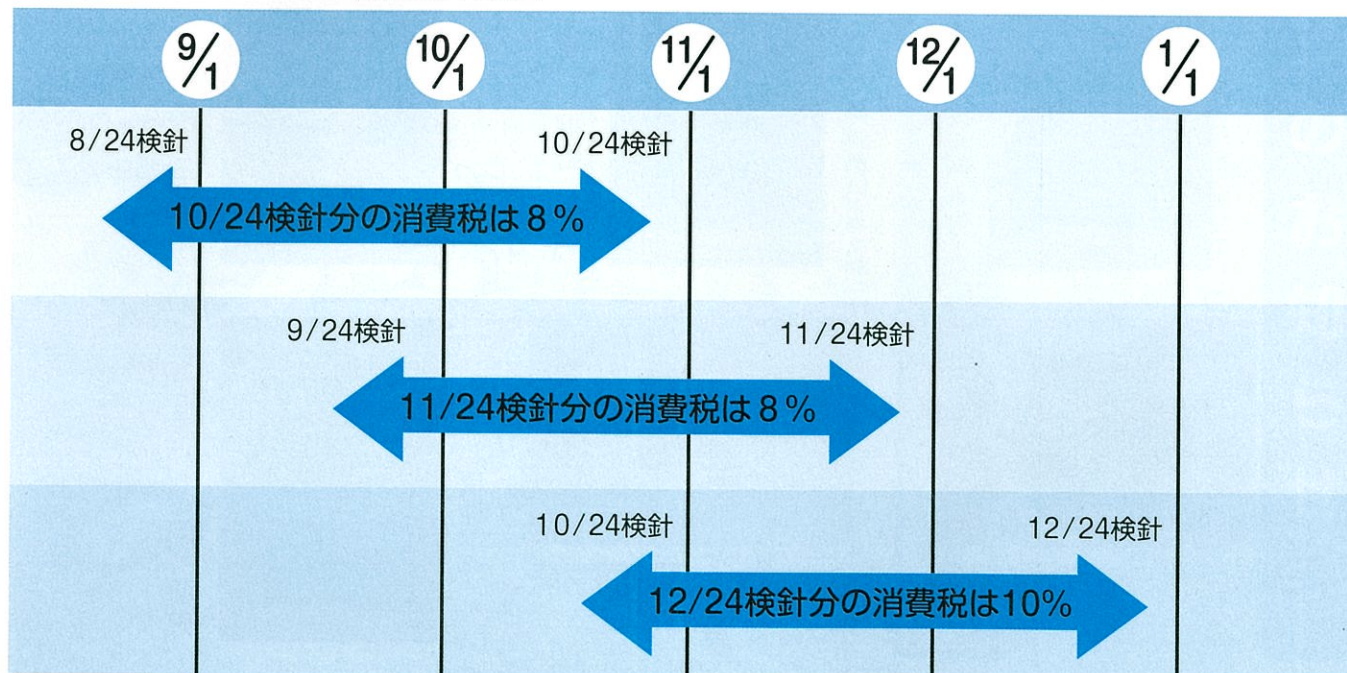
令和元年10月1日からの消費税率の変更により、水道料金等（水道料金、メーター使用料、下水道使用料）にかかる税率は10%に変更となります。

消費税以外の水道料金の計算の仕方は従来どおりで、水道料金そのものの改定はありません。

なお、令和元年10月1日以降に検針をする水道料金にかかる消費税の税率は経過措置により次のとおりです。

- ① 11月までに検針した水道料金（9月中の水道料金が含まれるもの）→8%
- ② 12月以降に検針した水道料金 →10%

(例) 消費税率改定



検針は2ヶ月ごとに行います。

水道料金（1ヶ月につき 税抜）

用途	基本水量	基本料金	超過料金（基本水量を超える水量1㎡につき）			
			10㎡を超え 20㎡まで	20㎡を超え 50㎡まで	50㎡を超え 100㎡まで	100㎡を 超えるもの
一般用	10㎡まで	1,090円	135円	150円	170円	180円
業務用	10㎡まで	1,300円	155円	170円	185円	195円
臨時用	10㎡まで	2,000円	230円	250円	280円	300円
浴場用	100㎡まで	7,050円	100㎡を超えるもの 85円			
私設消火栓使用料			1㎡につき 190円			

※算定した料金の合計額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。